

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

**全員協議会記録簿**  
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 4年 11月 21日 (月)		10時00分	開会
	令和 4年 11月 21日 (月)		11時01分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、15名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 敦博	
	—	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	武岡 隆文	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	久城 祐二
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・議長あいさつ</li> <li>・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会のうごき</li> <li>(2) 委員長等報告</li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>①議長選挙等について</li> <li>②正・副議長選挙所信表明等について</li> <li>③地域懇談会での意見等の取扱いについて</li> <li>④議会基本条例の検証について</li> <li>⑤定数条例について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人事院勧告の取扱いについて</li> <li>(2) 新年度予算の編成について</li> <li>(3) 個人情報保護制度見直しについて</li> <li>(4) 自治懇談会について</li> </ul> </li> <li>・議員間討議事項について</li> </ul>
-----------	--

○石飛副議長

開会前ですが皆さんにお知らせいたします。

武岡議員より本日の全員協議会について、都合により欠席する旨の連絡がありました。

## 1. 開会 【10:00】

○石飛副議長

ただいまから全員協議会を開会いたします。

開会に当たりまして議長より挨拶をいただきます。

## 2. 議長あいさつ

○宍戸議長

皆さん、おはようございます。

コロナも収束が見られない中で、また、安芸高田市においても、感染者の数が高い位置にあるという状況でございます。日に日に寒くなる今日この頃でございますが、お互いに健康には十分注意しながら、議員活動に取り組んでいただければというふうに思います。

あわせて12月定例議会も来月7日から開会予定でございますので、そういうことも頭の中しっかり入れた対応を私もしたいし、皆さんもよろしく願います。

また本日の協議会、いろいろありますが、しっかり議論をしていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

## 3. 議長報告等

### (1) 議会のうごき

○石飛副議長

これより議長報告等に入ります。

議会の動きについて、議長より報告いただきます。

○宍戸議長

それでは市議会のうごき（報告）というのを見ていただきたいと思います。

10月27日、ひろしま空港北アクセス道路、フライトロードといいますが、建設促進にかかる提案活動というのがありました。広島合同庁舎2号館でありまして、国土交通省に向けた取り組みを行っております。広島空港から世羅を通過して、尾道松江線の道路へつなぐという道路でございます。早期完成に向けた取り組みをお願いしたという要望でございます。

それから28日、広島県の内陸部振興対策協議会の要望会、これは出席をさせていただきました。これは特に安芸高田市の場合は、以前にも申し上げましたが、向原から吉田に向けての高規格道路、東広島高田道路の早期完成、それからもう1ヶ所が、吉田町貴船地区の郡山の裾の急傾斜地の改良を早期に完成させていただきたい。この2つが大きな要望事項でございます。

それからもう1つ、11月9日から10日にかけて、全国市議会議長会の評議会へ出席させていただきました。これも18項目の、全国各ブロックからの要望事項、それから会長提案議案として5項目の決議をいたしました。5項目というのは、特に市議会の多様な人材、参画促進、それからポストコロナを展望した地方財政の充実に関する決議。それから、東日本大震災からの復旧復興に関する決議などを5項目でございますが、この決議を広島県内出身の議員に要望書を持って参りました。以上です。

○石飛副議長

ただいま議長から説明があったとおりですが、皆さんから質疑等ございますか。

(質疑なし)

ないようですので、以上で議長報告を終わります。

### (2) 委員長等報告

○石飛副議長

続いて、委員長等報告に入ります。

各委員長等から報告がありましたらお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

10月24日及び11月8日に議会運営委員会を開催しておりますが、詳細については後ほど報告させていただきます。以上です。

○山根総務文教常任委員長

(なし)

○大下産業厚生常任委員長

11月4日に広島県後期高齢者医療広域連合議会の全員協議会並びに定例会に出席しております。資料については控え室にありますので、ご一読いただければと思います。以上です。

○金行予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

議会広報第75号の編集が完了いたしまして、皆様のメールアドレスの方へお配りしておりますのでご確認のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○秋田監査委員長

10月21日が例月出納検査でございましたけれども、コロナの陽性反応が出たため欠席いたしました。

それから、住民監査請求についてでございます。10月6日付で安芸高田市職員措置請求書を監査委員として受理をいたしまして、10月28日に、請求人の代理人から住民監査請求に係る陳述を行いました。それから、11月4日に住民監査請求に係る職員陳述を行いました。11月9日に、住民監査請求に基づく監査結果を決定いたしました。主文として本件請求を棄却するということでございます。それから11月10日付けで、請求人に監査結果を通知して、11月11日付で市のホームページの方を見たら、監査委員会の住民監査請求の結果ということで報告してあります。以上でございます。

○芸北広域組合議会熊高議員

(なし)

○石飛副議長

その他の会議で何かございますか。

(なし)

ないようですので私の方から報告させていただきます。

11月15日、議長の代理としまして、第54回全国過疎地域連盟総会へ出席いたしました。内容の方は主な要望事項としまして、地方交付税による財源保障機能の充実の強化を図ること、他8件でありました。資料の方は控え室の方に閲覧を準備してありますので、ご一読いただければと思います。

ただいまの委員長報告に対して皆さんから質疑等、何かございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、以上で委員長等報告を終わります。

(3) その他

①議長選挙等について

○石飛副議長

次に、議長報告の(3)その他に移ります。

1番の議長選挙等について、熊高議会運営委員長より説明をお願いいたします。

議会運営委員会でいろいろ協議をしておりますが、詳細については事務局の方から報告をさせていただきます。

○久城事務局次長

それでは、議長選挙についてご説明をさせていただきます。

最初にこちらの市議会議事日程表をご覧ください。表裏になっていますがこちらの細かく書いてある方を見てみてください。

明日、午前10時に開会をいたします。日程としましては、会議録署名議員、会期の決定の後、専決処分した事件の承認について、2件ほど執行部から説明があります。

これについて説明が終わって、承認が終わった後に執行部はこちらで退席をいたします。その後、議長の辞職願の提出がありまして、議長選挙、次に副議長選挙という流れになります。

今、お手元に横版の詳しい資料お配りしました。こちらの方がわかりやすいので、こちらをご覧ください。

議長の辞職願が提出された後、副議長が登壇していただきまして、議長席、議長は議場外に退席していただきます。その後、採決後に議長は入場していただきまして退任の挨拶をいただきます。

その後、暫時休憩しまして所信表明会の準備をいたします。副議長はこの時に自席に戻っていただいて、所信表明会は事務局長が進行を行います。準備物としてくじやタイマー、所信表明文を準備いたします。

所信表明の順番は、申し出順にくじの方を引いていただきます。後ほど局長から説明がありますが、3名の方から現在、議長選挙について申し出があります。順番を決定した後、それぞれに所信表明を行っていただきますけど、大体1人5分から10分の時間で所信表明をやりたいと思っております。

所信表明が終わりましたら、本会議を再開いたします。ここで追加日程2一番下の追加日程に、議長選挙を行います。この時に議場を閉鎖いたします。議場を閉鎖いたしまして、選挙の方を始めます。

次のページに移っていただいて、立会人は11番の山本優議員と、熊高議員を予定しております。投票用紙を配布いたしまして投票箱が空であることを確認していただいて、投票を開始いたします。議席番号順で名前をお呼びしますので、順次投票をお願いいたします。

投票が終わりましたら開票を行います。開票の時には、久城と藤井が開票作業いたしますが、その時に11番の山本優議員と12番の熊高議員に立会をお願いいたします。

選挙結果を、副議長に報告いたしまして当選の告知をしていただきます。それが終わりましたら、議長さんへの就任の挨拶を当選者の方にさせていただきます。ここで暫時休憩いたしまして、議長と副議長が交代をいたします。

続きまして副議長の辞職で選挙という流れです。これにつきましては議長と同じ流れなので省かせていただきます。

選挙が終わって副議長の就任の挨拶が終わりましたら、次に議席の一部変更を行います。議席の一部変更を説明した後に、ここで暫時休憩をいたしまして、全員協議会に入らせていただきます。

この間に、議席の名札の方は変更しておきますので、議席一部変更の後、速やかに第1委員会室を予定しておりますけど、そちらに移動していただきまして、常任委員の確認をお願いしたいと思います。

1番最後に常任委員の資料を付けていると思います。現時点、出ているものを集計したものを、表として皆さんの方にお配りしております。現在、総務文教の方が少し多い状況になっています。

田邊議員のところに黒塗りがしてありますけど、今の所属から変えた場合に黒塗りをしております。その他塗っていないところは、現在と同じところを希望されております。これについて正副議長が決まった後でないと調整ができませんが、参考までにお配りしておりますので、明日、これについて全員協議会の中で調整をしていただきたいと思いますと思っております。

また元のページに戻ります。全員協議会で、正副議長決定後の常任委員の確認をしていただいた後に、それぞれ各常任委員会に分かれていただいて、そこで正副委員長の内定者の互選をやっていただきたいと思います。

内定者が決まりましたら、次に議運や広報委員の委員長はここになるとか、副委員長がここになるとかというふうに取り決めがありますので、それに従って議運とか広報委員の選出をしていただきたいと思います。

総務文教常任委員会につきましては第1委員会室でやります。産業厚生常任委員会は、第3委員会室でやります。それぞれ職員も担当がおりますので、最初の手続き等につきまして口述をお渡ししたいと思います。臨時委員長を決めていただくようになるとは思いますけど、よろしくお願ひいたします。

次に、議運広報委員の選出までが済みましたら、また全員協議会を開催いたしますのでこの第1委員会室にお集まりください。そこで各常任委員会から内定者等の報告を受けます。

そのあと、引き続き予算決算常任委員会の正副委員長の互選がありますので、ここで正副予算決算常任委員会の正副委員長の互選をやっていただきます。

それが済みましたら、芸北広域環境施設組合、後期高齢者組合の選出に変更が生じる場合は、こちらの方でまた互選の方をやっていただきたいと思っております。

それが終わりましたら次に議運と広報委員の委員長の内定者を選出する必要がありますので、またそれぞれ、議会運営委員会を第1委員会室で、議会広報を第3委員会室で正副委員長の互選を行っていただきます。

それが終わったら、昼頃までにそれらが終わるのではないかなと思っておりますが、次の本会議に向けて口述書の作成や確認が必要ですので、30分程度間隔をとりたいと思っております。臨時会は午後1時とか午後1時半頃から再開されると思っております。

お弁当の方は準備しておりますので、明日はお弁当を用意しております。

臨時会を再開いたしましたら、常任委員の選任、議会委員の選任で、追加日程として議会広報特別委員会の委員が辞任を希望される場合には、辞任許可で辞任されたものを補充するための選任、芸北広域や後期高齢者につきましても、追加で選挙していただくようになるかもしれませんのでそれを入れております。以上が、明日の臨時会の日程になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんからご意見ございますでしょうか。

○南澤議員

議会運営委員会と議会広報特別委員会、4ページの1番下で、同じ時間帯に正副委員長の互選をするとなっていますが、議会運営委員会の委員と、広報特別委員会の委員は兼任できないという認識でよろしいですか。

○久城事務局次長

これにつきましては、兼任することが可能ではありますので、ひょっとしたらその時間をずらして開催する必要が生じるかもしれません。

○石飛副議長

その他、何かございますでしょうか。

ないようですので次に移ります。

## ②正・副議長選挙所信表明等について

○石飛副議長

2番の正副議長選挙、所信表明等について説明をお願いします。

○熊高議会運営委員長。

正副議長選挙所信表明等についてということで、前回ご意見がいろいろありましたのが、内

容について議会運営委員会で検討した結果を報告させていただきます。

まず、所信表明に対する質疑は議会運営委員会ではする必要がない、するべきではないという意見が多数を占めております。

それから所信表明の文書のホームページへの公開、これ現在でも所信表明書を傍聴者には配っております。ホームページにまで出す必要があるのかということが議論されましたが、傍聴者に配るのならば、出してもマイナスはないというご意見を議会運営委員会ではいただいております。

次に、所信表明の録画データの公開については、必要はないという意見が多数を占めております。

事務局から他市の状況も含めて、少し補足をしていただきたいと思います。

○久城事務局次長

他市の状況等調べました。それによりますと、所信表明の質疑をしているところは見つけれませんでした。

所信表明の文書をホームページで公開しているところは、いくつかのところでされてるところがありました。

さらに、所信表明の会議録を公表しているところも複数ございました。録画データを公表しているところは確認が取れませんでした。

広島県内でどういうふうになっているか調べたのですが、これらのことを行っているところが確認できませんでした。

本市では休憩中に所信表明会を行っているため、会議録等を作っておりませんので、これについて今後の検討かと思っております。

○熊高議会運営委員長

結論として、案について所信表明に対する質疑はしないという結論は委員会として出しました。

それからイとウの所信表明の文書のホームページの公開。そして、所信表明の録音データの公開。これについては先ほども事務局からの報告のような状況でありますので、今後検討すべきという結論に至っております。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんからご意見ございますでしょうか。

○南澤議員

議運での審議検討ありがとうございます。アの所信表明に対する質疑で、する必要がない、すべきでないということで結論として質疑をしないということなんですけども、する必要がない、する必要がないという理由ですね、どのような理由があってそういう判断になったのかというのを、審議の過程をちょっとご説明いただければと思います。

○熊高議会運営委員長。

各議会運営委員会の委員の皆さんの意見でありますので、その内容についての議論まで至っておりません。それぞれの委員の皆さんが、必要がない、するべきではないという意見の中で合意されたという経緯がありますので、今、南澤議員がおっしゃったようなことまでの議論の内容は至っていないというのが状況です。

○石飛副議長

他に何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に移ります。

③地域懇談会での意見等の取り扱いについて

○石飛副議長

3番の地域懇談会での意見等の取り扱いについて、熊高議会運営委員長より説明をお願いし

ます。

○熊高議会運営委員長

③の地域懇談会の意見等の取り扱いについてということですが、議会事務局で市民からの意見等を各常任委員会に振り分けるというようなご意見が出ております。そして、市民への返し方も各常任委員会で検討する。そして、広報広聴については今後検討していくが、11月末までに行うのは無理なので新体制で検討するということに議会運営委員会ではなりました。

要は今後の新体制でいろんなことを検討していただくということで、申し送りをするという結論だというふうに受け取っていただければと思います。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんからご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に移ります。

#### ④議会基本条例の検証について

○石飛副議長

本議会基本条例の検証について、熊高議会運営委員長より説明をお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

④の議会基本条例の検証についてというご意見も、以前いただいておりましたが、議会運営委員会で一定の整理をすべきというふうな意見もありました。

そして、これも次期体制に引き続き検討するというところに、結論としてはなっておりますので、新体制でそういったことも含めて素早く検討いただくという方向で議会運営委員会としては結論を出しております。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんからご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に移ります。

#### ⑤定数条例について

○石飛副議長

5番の定数条例について、熊高議会運営委員長より説明をお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

⑤の定数条例について議会運営委員会での意見等を報告しますと、2年前に変更したばかりでまた必要はないのではないかという意見。

そして、常任委員会を2つにした際に、委員会として活動できる人数にしたという現在の定数であるというふうな意見もありました。

議運では変更の必要はないと決定したということで報告をさせていただきます。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんからご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に移ります。

○石飛副議長

その他、皆さんから報告事項等何かございましたらお伺いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

(なし)

なければ、次に進みます。

#### 4、その他

##### (1) 人事院勧告の取扱いについて



○石飛副議長

4番のその他の項に入ります。

ここで、事務局より諸連絡があるようですので、報告を求めます。

説明をお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

議会運営委員会で、委員の皆さんの意見をいただいておりますので、まずそれを報告させていただき、詳細については事務局から報告をさせていただきます。

議会運営委員会では、人事院勧告の件に関して市民感情を考慮し、実施すべきではないという意見がありました。また、本市は人事委員会を持っていないので、人事院勧告は尊重すべきであるという意見もありました。今後、人勸いわゆる人事院勧告との整合性がとれなくなるので、実施すべきである。今後、人勸ということは、今後もまた人事院勧告がある予定が当然出てきますので、その時に整合性がとれなくなるんじゃないかということで実施すべきという意見がありました。

執行部の取り扱いについて、未定のため議論できない、国会で議決された後、執行部の取り扱いを含め検討すべきだという意見がありましたが、11月14日に国会で議決をされましたので、その辺も含めて事務局で資料に基づいて詳細の説明をいただきたいと思っております。

○石飛副議長

藤井係長、説明をお願いいたします。

○藤井係長

それでは令和4年の人事院勧告について説明をさせていただきたいと思っております。先ほど委員長のご報告にございましたように、この度の令和4年の人事院勧告でございますが、11月14日に国会で議決されたということがございまして、急遽変わったということなのですが、その前に、まずこれまでの人事院勧告の取り扱い手続き等についても併せてご説明させていただきます。

これまで毎年、人事院勧告がありますが、国会で給与の関連法案が通過したことを受けて、一般職、特別職等給料の条例改正を実施してきているところでございます。

議員の報酬につきましても、一般職等に準じて合わせて、これまで実施してきておりました。議員分の条例改正については、前回より執行部からの提案ではなく、議員自ら発議で行うよう取り決めまして、議運の議員で発議をしていただいたところでございます。

この度ですが、先ほどございましたように、国会を通過した段階でございます。その前の11月8日の議運ではここにありましたように、まだわからない状況で執行部の方も取り扱いを決めてないと、総意の中で議論ができないということでございましたが、議長のご意見も、人事院勧告については本市には人事委員会がないので、これまでより準拠して、執行部に準じた対応をした方が良くと思うということをいただきまして、これまでも議員の報酬につきましても様々な議論をしていただいているところでございます。

人勸についてはこれまでどおり執行部に準じて、勧告どおり受け議会独自の取り組みというのをやるのであれば、またそれは別に、分けて提案いただくということで、人勸とは切り分けて考えたほうがよいというご協議もいただいたところでございます。

それでは人事院勧告の取り扱いについて資料を説明させていただきます。A4、1枚もの、令和4年人事院勧告の取り扱いについてと書いてあるものでございます。

まず(1)です。内容でございます。この度は、①と②とございまして、①若年層の月例給を0.2%引き上げ。②期末勤勉手当を0.1月引き上げということで、その他もあるんですが抜粋して、まずこの2点挙げさせてもらっております。

特に議員の報酬期末手当に関係がございまして②の方でございまして、これは中身を詳しく言いますと星印のところになります。

本年度の12月期の期末手当を0.1月分引き上げ、令和5年度、来年の4月以降は、6月と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05と均等になるように引き上げるという内容のものでございます。

参考までに、令和3年、昨年的人事院勧告の取り扱いを記載しておりますが、昨年は年末の12月までに、国会で法案が通過しなかったということから、特殊なことになっておりまして、今年の6月に令和3年にも合わせて減額したという経緯がございます。参考までに載せております。

次に(2)の令和4年期末手当の影響でございます。②の方ですが、差額としましては、この度は0.1月引き上げということで、差额的にはプラス63万7,800円、12月の期末手当で上がる予定でございます。

続きまして、(3)の取り扱いについてご説明します。この人事院勧告を受け、一般職、特別職執行部に準じた、議会の期末手当の改正案ということになりますが、この3点が出てくるかなと思います。

まず、表の方に2点書いております。令和4年度の期末手当につきましては、6月期はもう支給されておりますので、12月期に0.1ヶ月を上乗せして支給。令和5年度の期末手当については、それぞれ均等になるように支給。

そして、令和4年度の期末手当でございますが、今のタイミングでいきますと12月定例会に上程をすることと、発議をすることとなりますので、このタイミングでいきますと、もう12月の期末手当は支給された後になりますので、条例案が可決の後、改正後の規定による差額支給を行うというふうになろうかと思えます。

尚、この(3)人事院勧告の取り扱いについてでございますが、国会の通過を受けて執行部の方と協議をいたしまして、現在執行部の方も12月定例会の上程へ向け、現在準備を進めているという状況でございますので、これに準じて、この(3)を提案させていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんからご意見ございますでしょうか。

○南澤議員

今の人事院勧告のご説明について(1)の①の若年層の月例給の若年層との定義はどうなってますでしょうか。

○藤井係長。

この若年層というのは、詳しく調べておりませんが、一般職における給与に対する若年層ということでございますので、現在執行部の方が調整をされていらっしゃると思います。

議員さんにおきましては報酬になりますので、この①については該当しないということになっております。以上です。

○石飛副議長

他に何かご意見ございますでしょうか。

○毛利事務局長

人事院勧告に伴う期末手当の増、これでいきますと増額ですか差額63万7,800円につきまして、実は5月の臨時議会で0.15ヶ月期末手当勤勉手当を下げた時に、それに合わせて予算も実際には落としておかないといけなかったんですけども、それを今、最後に落とそうということで取ったんですよ。

だから、議会の方では補正予算の操作は必要がないということでございます。

○石飛副議長

ただいまの説明何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、人事院勧告に伴う特別職の期末手当につきましては、提案のとおりとさせていただきます。

準備をさせていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

では、次に移りたいと思います。

## (2) 新年度予算の編成について

○石飛副議長

新年度予算編成について、説明をお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

これについて、事務局の方から説明等ありまして、市の広報にもありましたように、令和4年度当初予算の86.2%以内に令和5年度の予算編成をするようにというふうなことも書いてありました。それが前提となっております。

そして、令和4年度当初予算はこれまでより大幅に減額をしております、これ以上の減額は難しいという意見も出ておりますが、詳細については事務局の方から内容について報告をさせていただきたいと思います。

○藤井係長。

失礼します。令和4年、新年度予算の編成についてでございます。

先ほどございました委員長の方からございましたように、今年におきましては、令和5年の予算編成については、前回で86.2%ということ、シーリングを目標に掲げて予算を作成するようにということになっております。

昨年は95.5%でございましたので、かなり厳しい状況でございますが、現在、予算を立てて、今後、予算編成の方、また議長とも協議をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○石飛副議長

ただいまの説明に何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に移ります。

## (3) 個人情報保護制度見直しについて

○石飛副議長

個人情報保護制度見直しについて、説明をお願いします。

○熊高議会運営委員長

これについても事務局から、議運後に提案がありました。

概略について説明をし、後程資料に基づいて事務局から説明をさせていただきます。

まず、令和5年4月1日の国の法律の執行に合わせ、本市でも執行すべきというふうな考えであります。

執行部と議会、別々に制定することになったということが一つあります。

そして2月定例会で条例の議員は発議を目指して、準備をすべきだというふうなお話もありましたので、それについて資料に基づいて事務局から詳細についての説明をさせていただきます。

○藤井係長。

それでは資料の説明をさせていただきたいと思います。

資料はお手元のA4横でホッチキスが止めてあります。

タイトルが、個人情報保護制度見直しの全体像というものなんですが、ちょっと抜粋しておりますので全部で5ページになるかと思っております。

まずですね、先ほど委員長からもございましたように、令和5年4月から新しい国の法律、新個人情報保護法というのが施行されることとなります。

この新法施行に伴う議会の対応について、これまでの経緯や今後の対応というのがちょっと

こちらの資料に書いておりますので、こちらを先日の議運の方でご協議いただきました。その結果もあわせて、資料をもとに説明をいたします。

まず初めに、資料の方をご覧ください。

資料の1枚目の左下、現行というところに図がございます。

個人情報保有して適切に管理運用していくというルールが、現在、各機関によって様々違ってございます。

現行の方にもございますように、国は行政機関個人情報保護法、地方公共団体におきましてはご存知のとおり、安芸高田市では安芸高田市個人情報保障条例という条例を制定しておるところでございます。

民間は個人情報保護法ということで、それぞれルールが異なっているといった状況がございます。

これが令和5年4月から右側のところになりますが、見直し後になりますが、全国的な共通ルールとして新個人情報保護法により、個人情報保護委員会というところが所管となって、個人情報の定義などすべてが統一されるということになります。

すべてこのようになった経緯でございますが、次のページをご覧ください。

ここに趣旨概要と書いてありますが、後程読んでいただければと思います。

国の方が同じ規律を適用していくのにあたって、個人情報、これの統一化とこの個人情報、経済活動等へ有効活用をするということを目指して、このような全国的な共通ルールを法律で規定するということとなったものでございます。

ここからなんです、次のページですが、お願いいたします。

市議会、いわゆる地方議会に対する影響でございます。

ここからの資料は、県と市と町の議長会、全国議長会が作成した資料になります。新しい新個人情報保護法では11の2のところですね。

一部を除き、地方公共団体の機関から除くというふうになっておりましてですね、新しい法律は議会を除くものというふうに定義されております。

こうなるとなったこと等の理由ですが、国会そして裁判所が、法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象になっていないということから、これらとの整合性を図るために、地方公共団体の議会も基本的には除外するというのが理由になっております。

そして、新しいこの保護法で議会が除外されたことに対して、議会がどのように対応すべきかというところでございますが、次のページをお願いいたします。

考え方として、①から③までございますが、資料の下段、国の内閣官房のタスクフォース、から抜粋というところの下線のところでございます。

国の報告書で、ここにほとんどの団体、議会は、個人情報の保護に関する条例の対象とされており、引き続き条例等により共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるものであると書いてあります。

そこで三つの議長会が、各市町議会の参考にとということで総務省と個人情報保護委員会とで協議をされて、このたび条例の例というのを作成されました。

その数条例の例というのが、次のページでございます。

こちらに骨子が載っております。

左側が条例(例)になります。右側が新個人情報保護法ということで、この条例文は、法律が直接、市町に適用される執行部で適用されない議会ということになるんですが、その個人情報の手続きや取り扱いで差が出ないように、この条例例というのを議長会の方で作成していただいたという、骨子みたいな案ですね、これを作っていただいたということです。

これは執行機関も議会も市民から見たら同じ行政機関ということなので、差が出ないように、基本的にはそのまま条例に反映しているということでございます。

もう一つはこの条例(例)では基本的に、議会事務局が保有する個人情報を想定されております。

各議員が、議員活動などにおいて取得した個人情報については、対象となっておりません。

新個人情報法が今後適用されるということではございますが、これまでも、今現在は安芸高田市の個人情報保護条例という中で、議会も執行部も同じ適用を受けておるということでございますので、この点からも同じように準拠して作った方がよろしいのではないかという説明を議会運営委員会の方でご協議いただきました。

それで次の3点確認いただきましたのでご報告いたします。

まず1点目でございますが、新法が施行されることに伴いまして、本市議会としては条例で条例(例)を参考としてこの規律を設けることといたしました。

先ほど説明した条例(例)ですが、執行部、議会含め、同じ行政機関ということで、議会がこの新しい法律で外れたと言っても、市民の皆様からしたら同じ行政機関ということで、今後も引き続き同じルールで運用することが自然ではないかということでございます。

細部については、これから執行部の方も新法をもとに、条例を作成されることとなろうかと思っておりますので、執行部の方に準じて条例を設けることが最善であると確認させていただきました。

2点目につきましては、議員発議として提案することといたしました。

議会の個人情報に関する規律を規定するという観点から、議会として議員発議を進めていくことを議運の方で確認いただいたところでございます。

総務につきましてですが、今後です。

この新法が4月施行でございますので、2月定例会までには発議が整いますよう、今後、執行部と調整が必要な事項がございます。

また、条例例という雛形はありますが、協議していかなければならないと、課題等もございますので、そこら辺も今後進めていくというふうに確認したところでございます。

以上で資料の説明と、議運での決定事項、報告をさせていただきました。

以上でございます。

○石飛副議長

ただいまの説明に何かご意見ございますでしょうか。

○田邊議員

条例を作るという説明を受けたんですけど、具体的にこれは誰がどういうふうに進めていくんですか。

特別委員会が何か作って、条例を作っていくのか、そのやり方というか方法を教えてください。

○藤井係長

今のところは議会運営委員会の方で、で作るのは事務局の方で作っていきたいと思いますので議運の方に諮らせていただいて、全協等で報告協議なりさせていただきたいと考えているところでございます。

○石飛副議長

何か他にご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、個人情報保護制度の見直しについては、来年度の2月定例会に向けて、議員発議を目指すということでさせていただきたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

ちょっと補足説明があると。

○藤井係長。

すいません補足をさせていただきます。

今後進めていくという中でちょっと補足をさせていただきます。

行政、執行部の方と調整が必要ということがございましたが、必要な点が何点かございます。

まず、今わかっている範囲でございますと、執行部にももちろん色々と合わせていくことがあるんですが、個人情報はこの度、もしうちの方に申請がありまして、それに対して不服等あった場合、あとそういった場合に審査会を設けるようになっておりますが、その審査会というのが議会が独自に設けることができませんので、これにつきましては、執行部の方に公開文書管理・情報公開・個人情報保護の審査会がございますので、そちらにお願いをするといった形になろうかと思えます。

他にもありますが、今はっきり分かっているのはそこのところですよ。

○石飛副議長

ただいま事務局より補足説明がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、ただいまの説明のとおり細部にわたりましては、また確認しながら議会運営委員会を通じて調整して、全員協で報告をさせていただいて、来年度の2月定例会に向けて準備を整えていくということによろしいでしょうか。

(はい)

はい、ではそのようにさせていただきます。

次に移りたいと思います。

#### (4)自治懇談会について

○石飛副議長

4番の自治懇談会について、熊高議会運営委員長より説明をお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

(4)の自治懇談会についてということですが、お手元に資料が配付してあると思いますが、ご確認いただいておりますか。

11月10日付けで議長宛に、市長の方から出た文章が配付してありますが、それについて議会運営委員会で、確認し協議をしました。

その結果について報告をさせていただきます。

書いてありますように、自治懇談会の実施要領、要綱の開催要件に1名以上の市議会議員。が出席することを追加すると、執行部から、裏面に書いてあるようなものが通知がありましたということです。

これについて議会運営委員会の意見としては、自治組織の活動に条件をつけることは、おかしいのではないかとということ。

次に、議員はそのような規定がなくても、これまでも出席をしてきた実績があるという意見もありました。

こういったことの状況でありますので、本日の全員協議会で通知については、報告することの、説明になりましたので、文書のコピーを含めて皆さんに報告をさせていただきました。

○石飛副議長

ただいまの説明に何かご意見ございますでしょうか。

○新田委員

今、委員長からの説明で基本的には、議員は参加しないとかそこは自由という形の表現の理解で、1点よかったかということと、あともう1点は主体が県になった場合ですね、これおそらく市だと思ってしまうんですが、そうなった時にはやっぱりここもそれぞれの地元議員さんが自由ということの理解でいいかどうか、その辺ちょっと確認です。

○石飛副議長

はい。熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長

これについては議長の方の見解も含めて、議会運営委員会の報告ありましたので、議長の方から報告をいただきますが、県という議論はしておりませんので、これはまた別途に必要があれば、確認いただく場が必要かなという気がしておりますので、詳細については、議長の方から所管を述べていただきたいと思います。

○宍戸議長

これは市長から議長宛の通知ということでございます。

ご承知のように、要綱の改正っていうのは市長権限でございます。

議会はもう関わる事ができないという状況であります。

よって、私としては委員会で申し上げたことは、自治懇談会開催にあたって、例えば地域振興会がこう要望して自治懇談会を開いて欲しいという条件の中に、議会議員を強制的に入れなければ開催はしませんよという、いきませんよというふうな内容になっておるわけですね。

これはいかがなものかということがまず第1点です。

ですから、自由に振興会が開催することが難しい場合もありうるということですね。

だから議員が全員がつかえた時には開催はできません、出席されないということです。

それから開催にあたって、先ほど委員長さんの方からも話がありましたように、これまでも、地域振興会などで主催をして開催要請があった場合には、議員も地元の議員は、おそらく必ずと言っていいぐらい出席をされておると思います。

そういうような状況の中で、ある程度といいますか、拘束するような要綱はどうかなという思いがしております。

それから県が主催とか、これはやっぱり議会というのは自由で、何事にも拘束されることはないということで、私は思っております。

○石飛副議長

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、皆さんに市の執行部からの自治懇談会の開催方法の変更についての通知のご報告をさせていただきます。

以上で、その他の項を終わります。

## 5、議員間討議事項について

○石飛副議長

次に、議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がありますか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして本日の全員協議会を終了いたします。

すいません。事務局より追加報告等がございます。

○毛利事務局長

最後になってしまいましたけれども、現在の市議会議長選挙及び副議長選挙に立候補されてる方の報告をさせていただきます。

先ほど次長の方から一言ありましたけれども、議長選挙に3名の方、副議長選挙の方に2名の方、立候補されております。

議長選挙の方、大下議員、それから、南澤議員。金行議員。

それから、副議長選挙の方に児玉議員。それから田邊議員の2名です。

○石飛副議長

以上、追加の報告でした。  
ではこれで全員協議会を終了といたします。お疲れ様でした。  
**7. 閉会 【11:01】**

全日本労働組合総連合会